

スマートPBXサービス オフィス構築サービスに関する利用規約【現改比較表】 2020年5月1日現在

～2020年5月31日

2020年6月1日～

(令和2年3月31日現在)

第1章～料金表 第2表 保守に関する料金 1 適用 (略)

2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

転送ゲートウェイ装置 (i) (m) でインターネット配下に接続を行う場合の提供条件は次のとおりとします。

- (1) 1台につき1の固定グローバルIPアドレスが必要となります。ただし、固定IPアドレスはスマートPBXサービスでは提供しません。
- (2) 使用できる外線サービス、転送ゲートウェイ装置 (i) 又は (m) の機器区分及び接続可能数は当社が別に定めるものとします。

(注) 当社が別に定める機器区分及び接続可能数は次のとおりとします。

使用する外線サービス	転送ゲートウェイ装置機器種別及び区分	接続可能数		備考
		外線チャンネル数	内線端末数	
・NTTComひかり電話サービス ・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する音声利用IP通信網サービス第2種サービス	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※1 外線チャンネル数を17ch以上使用する場合は、転送ゲートウェイ装置 (i) 12チャンネルモデルをスイッチに複数台接続させる必要があります。

※2 ルーターを接続することにより、内線端末数を増やすことが可能です。

(略)

(令和2年6月1日現在)

第1章～料金表 第2表 保守に関する料金 1 適用 (略)

2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

転送ゲートウェイ装置 (i) (m) (c) でインターネット配下に接続を行う場合の提供条件は次のとおりとします。

- (1) 1台につき1の固定グローバルIPアドレスが必要となります。ただし、固定IPアドレスはスマートPBXサービスでは提供しません。
- (2) 使用できる外線サービス、転送ゲートウェイ装置 (i) (c)、(m) 又は (c) の機器区分及び接続可能数は当社が別に定めるものとします。

(注) 当社が別に定める機器区分及び接続可能数は次のとおりとします。

使用する外線サービス	転送ゲートウェイ装置機器種別及び区分	接続可能数		備考
		外線チャンネル数	内線端末数	
・NTTComひかり電話サービス ・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する音声利用IP通信網サービス第2種サービス	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	<u>転送ゲートウェイ装置 (c) 4チャンネルモデル</u>	<u>最大 32ch</u>	<u>20台 ※3 100台 ※4</u>	<u>接続可能数の外線チャンネル数については、初期値は4chであり、追加設定により4ch毎、最大32chまで増設可能</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※1 外線チャンネル数を17ch以上使用する場合は、転送ゲートウェイ装置 (i) 12チャンネルモデルをスイッチに複数台接続させる必要があります。

※2 ルーターを接続することにより、内線端末数を増やすことが可能です。

※3 ルーターベーシックモデル利用時

※4 ルータースタンダードモデル利用時

(略)

～2020年5月31日

2020年6月1日～

附 則（平成28年12月26日 ヴVサ第00127932号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（i）（6チャンネルモデルに限ります。）に係るものに限ります。）の提供を受けるオフィス構築契約者については、この改正規定実施の日以降、次表に規定する料金額を適用するものとし、その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

第1表 販売に関する代金及び工事に関する費用
2-1 本機器の販売に関する代金

機器種別	区分	単位	料金額
転送ゲートウェイ装置（i）	6チャンネルモデル	1台ごとに	34,800円 <u>(38,280円)</u>

第2表 保守サービスに関する料金
2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
転送ゲートウェイ装置（i）	6チャンネルモデル	1台ごとに年額	5,900円 (6,490円)	—	5,900円 (6,490円)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月26日 ヴVサ第00127932号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（i）（6チャンネルモデルに限ります。）に係るものに限ります。）の提供を受けるオフィス構築契約者については、この改正規定実施の日以降、次表に規定する料金額を適用するものとし、その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

第1表 削除

第2表 保守サービスに関する料金
2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
転送ゲートウェイ装置（i）	6チャンネルモデル	1台ごとに年額	5,900円 (6,490円)	—	5,900円 (6,490円)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

～2020年5月31日	2020年6月1日～
	<p><u>附 則（令和2年4月23日 A P S 1 令第00641679号）</u> <u>（実施期日）</u> 1 <u>この改正規定は、令和2年6月1日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>V V 令第00127932号（平成28年12月26日）の附則2のうち第1表（販売に関する代金及び工事に関する費用）2-1（本機器の販売に関する代金）に規定する料金表を、令和2年6月1日をもって削除します。</u> 3 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（i）（6チャンネルモデルに限ります。）に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けているオフィス構築サービス契約者については、令和3年5月31日を期限として、V V 令第00127932号（平成28年12月26日）の附則2のうち第2表（保守サービスに関する料金）2（料金額）に規定する料金額を適用するものとし、その契約に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。この場合において、令和2年6月1日以降に保守期間を満了するオフィス構築サービス契約者については、保守サービスの更新はできません。</u> 4 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> 5 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>